

2013. 2. 3

NPO法人シンクキッズシンポジウム
活動報告

後藤啓二

皆様、こんにちは。本日は、お休みのところ、かくもたくさんの皆様にお出まじましたきて、誠にありがとうございます。また、こちらの不手際でお席を御用意できなかった方がおられますことを深くおわび申し上げます。本日、私どもNPO法人シンクキッズの第1回目のシンポジウムをさせていただくことになりました。私が活動報告をさせていただいた後、各界で御活躍しておられます先生方にパネルディスカッションをこのあとしていただきますので、それを是非お聞きいただければと存じますが、私のほうからは、本NPO法人の設立の趣旨でありますとか現在の活動状況、あるいはこれから行うこととしております取組について御報告をさせていただいて、皆様方の御理解、御支援を賜ればと考えている次第でございます。お渡ししてある資料を御覧いただければと存じますが、最初に、子供を虐待から救うためにということ、上下で四角で囲った資料があるかと存じます。これをまず御覧いただければと存じます。私どものNPO法人の正式名称がシンクキッズ、これは子供のことを考えるという意味でございますが、そのあとに、子供虐待、性犯罪をなくす会ということ、ちょっと長い名前になっておりますが、その趣旨とするところを表したものでございます。で、下の四角のほうに概要というのをつけてございますが、目的といたしまして、子供虐待ゼロを目指し、一人でも多くの被虐待児が希望を持って前向きに生きられるようにすること、これを目的に活動してまいりたいと考えております。その主な活動といたしまして二つございまして、効力ある法律、条例の整備と被虐待児への支援ということに取り組んでまいりたいと考えてございます。で、1枚おめくりいただきますれば、子供虐待の現状、問題点、必要な法制度等々を書いてございます。これはもう御関心のある皆様はよく御承知のことでございますし、国松顧問、岡村顧問からお話もさせていただいたことも含まれてございます。はっきり言いまして、子供虐待、非常に今問題であるという限度を超えまして、こういう状態を放置していることは、国として、社会として、大人として、許されない現状にあるというふうに考えておるところでございます。そこで、その次のページ、3ページと書いてある下のほうでございますが、当面取り組んでる活動ということをお話をさせていただきます。まず1点目が、法改正、条例制定を促すための提言の発出、政府政党への働きかけ、これを行ってまいりたいというふうに考えてございます。先ほど岡村顧問からお話がございましたが、犯罪被害者の問題につきましては、あすの会が中心になりまして、犯罪被害者等基本法という法律を国会に制定していただいて、それに基づきまして、犯罪被害者等基本計画、これは258にも上る犯罪被害者のための施策を具体的に取り上げて、それを閣議決定をさせて、それを関係省庁に、例えば、1年以内、

1年をめぐりに検討する、2年をめぐりに検討するというようなものを策定させたものでございます。これはまさに画期的な施策であると私も本当に感動しておるところでございますが、できますれば、そういうものに倣って、子供虐待、子供虐待に私は限らないんですけれども、子供の事故防止でありますとか、子どもの犯罪被害の防止でありますとか、そういうものを含めた子供の安全を総合的に確保するための法律を制定し、それに基づいて、具体的に対策を推進していくための計画を作るようなことができれば、子供のために一番なるんじゃないかと思っております。そのような法律を作ることができるように、今から活動してまいりたいと考えてるところでございます。ただ、そういった法律を作るためには、多分時間も掛かるとお思いますので、その間は、やる気のある自治体の首長さんに直接お願いして、あるいは働きかけて、条例でもできることがやはりたくさんありますので、そういうやる気のある自治体で、子供を守るために必要な条例を作ってもらえるような働きかけもしてまいりたいというふうに考えてございます。これが第1点でございます。次に、第2点が虐待を受けた子供たちの支援活動ということでございます。そこに3点書いてございますが、そのうち(1)、下線部を引いているところでございます。虐待、性犯罪被害を受けた子供たちへの治療、精神的ケアの実施、これに重点的に取り組んでまいりたいと考えてございます。これは、皆様御承知のように、また、先ほど話もございましたが、虐待を受けた子供たちは、大変なトラウマ、心の傷を抱えております。虐待を何とか生き延びた場合でも、トラウマにより様々な心の問題が出てくる、それが場合によっては行動に表れて、自殺企図でありますとか、あるいは、女の子であれば性的逸脱行動、あるいは、男の子であれば非行、あるいは犯罪等に入ってしまうような大変不幸なことも起こり得るわけでございます。そこで、こうした何の罪もない子供たちに対して、必要な治療、あるいは精神的ケアを実施することにより、少しでもそうしたトラウマをなくして、その子供たちが前向きに生きていけるような応援をしたいというふうに考えてございます。資料をおめぐりいただきまして、その具体的な実施方法でございますが、左側に、警察、児童相談所、児童養護施設、児童自立支援施設、病院、学校等々書いてございますが、こうした機関から、虐待、あるいは性犯罪被害、あるいは、先ほど岡村顧問から御説明がありました、犯罪被害を受けた被害者の被害児童の兄弟の子供ももちろん含まれるわけでございますが、こういう子供さんたちの連絡を私どもが受けまして、それを児童精神科医などの専門的な医師を紹介する、で、治療を受けてもらう、そのために要する保険外の自己負担になるような費用を私どものほうで負担するというような制度を実施してまいりたいと考えてございます。これにつきましては、もちろん関係機関の御協力、あるいは児童精神科医の先生方、あるいは臨床心理士の方の御協力が必要でございますので、まだなかなか実施には至っていないんですけれども、近畿圏と首都圏で、今数県のところで協議をして、大体オーケーいただいているんですけれども、できるだけ早く開始をしたいと考えてございます。以上が私どもが取り組んでまいりたい主な項目でございます。

以上、その後ろにちょっとホームページのコピーをつけさせていただいております。シンクキッズのホームページのこれはトップページなんですけれども、そこに、まず上のほうに子供の写真が載せてあるその下でございますが、「子供虐待と子供に対する性犯罪をゼロにするための法改正の実現を」ということで、主な法律の改正項目を書いております。その下のところに、先ほど申し上げました子供の心の傷に対するケアの必要性等について、載せております。また、このホームページにいろいろ虐待に関するデータでありますとか、あるいは、私どもが考えております法改正、あるいは条例制定の試案のようなものも書いてございますので、御関心のある方はお目通しを頂ければ幸いです。また、次にも1枚もののホームページのコピーをつけてございますが、これは、先ほど私が申し上げた、今日も、このあと、パネルディスカッションで医師の山田先生から詳しくお話があらうかと思っておりますが、虐待が子供に与える深刻な影響と心の傷のケアが必要な理由について掲載しておりますので、御関心をお持ちの方はお目通しを頂ければというふうに考えてございます。

次に、活動報告という資料をつけておりますので、これを御覧いただければと存じます。先ほども申し上げましたが、私どもの法人は、去年の7月に設立登記をしてから、まだ半年余りでございます。正直言います、今申し上げたような取組の準備活動をずうっとやっております、とり立てて御報告できるような活動実績はございません。そこで、今後の取組について、先ほどと重複いたしますが、できるだけダブリを省いて御報告をさせていただきます。まず、第1、虐待の現状と問題点につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。大変危機的といいますか、この問題を大人社会が放置していい状況ではないということでございます。問題点についても、実はここに書いてあるのはごく一部なんですけれども、もっと本当に山ほどあるというのが現状だと考えております。で、次、裏を見ていただきますと、私は、御承知の方は御承知かと思うんですけれども、23年間、警察に勤務をしております、そこで実感したことがございます。特に、大阪府警で生活安全部という少年問題を取り扱うところにおりましたときに、本当に実感したんですけれども、大阪は、最近は改善傾向にあるのですが、大変少年非行問題が深刻な状況なところなのですが、性的逸脱行動を繰り返す少女、あるいは非行を繰り返す少年が本当に多数いるところなんです。まず、データとして、少年院在院者の半数は虐待を受けているというこれは法務省の調査がありまして、私も実感として、この子の家庭はちょっとひどすぎるなということは本当によくありました。あるいは、少女でよく見られるのが、出会い系サイトを何度も利用して不特定多数の男性と性交渉を持つという子が何度も保護されるんですけれども、あるとき、私は、捜査員に、何でこんなことを繰り返すのかちょっと聞いてほしいと聞いてもらったことがあるんですけれども、その捜査員から、「こんなことをしたら、いつか殺されるでと、すぐにもうやめろ」というようなことを説得してもらったんですけれども、その子は、「いや、私はそんなこと全然怖くないんだ」という回答でしたというふうに聞き

ました。私は、それがもうずうっと本当によく分からなかったんですね。ずうっと分からなくて、当時はまだそういう虐待問題もそれほど勉強もしておりませんで、本当に分からなかったんですけども、弁護士になりまして、いろいろ本を読んだり、いろいろ先生方のお話を聞いてみますと、こういう子は、かなりの確率で性的虐待を受けていると、で、もう本当に自分の自尊心が低くなって、本当に怖くないんだろうと、あるいは、大人との関係はもうそういう関係しかないんだというふうに思い込んでるところもあるんじゃないかというお話を聞いて、ようやくそうだったのかというふうに分かったような気がしております。男の子にしても、暴走族、これはもちろん社会に大変な害悪を及ぼしてるわけなんですけれども、彼ら自身は無謀運転によって死傷するという事案も多いんですね。これも何でこんなことするんだろうなというふうにずっと思っております。これはつい最近なんですけど、ある児童精神科医の先生から、その先生が経験した治療した少年の話で、その子も虐待を受けて、その治療をしていたんだけど、だいぶよくなったと、よくなったんで、「先生、ちょっとバイク乗っていいですか」と言われたんだけど、これは危ないと思って、いや、絶対駄目だといって止めた、止めたんだけど、彼は、友達から大型バイクを借りて、無免許のまま乗って、その日に衝突して死んでしまったというんですね。その先生がおっしゃるには、原付バイクならいいよと言って許すべきだったと。それは、虐待を受けた少年は、自分のことを大事に思えなくて、無謀なことをしがちであるということで、自分が止めたんだけど、止め方がよくなかったというようなことをおっしゃっておられました。子どもは本来愛されるはずの親から虐待を受けた場合には、自尊感情が低くなり、自分のことを大事に思えない、あるいは、他者に攻撃的になる場合があるということで、そういう犯罪や無謀な行為を行うことが往々にあるんだということを実感したわけでありまして。で、このような子供たちをそのままにしておくと、自らの人生を台無しにするばかりでなく、何の罪もない被害者まで生んでしまうということでありまして、虐待を限りなくゼロに近づけるとともに、虐待を受けた子供ができるだけ早期に前向きに生きていくことができるような経済的支援、精神的支援が必要だろうというふうに考えるに至ったところでございます。そういうことで、次に、第2に、必要な対策ということを述べておりますが、1点目が虐待されている子供を救うということで、詳しくはちょっと時間の関係で省略いたしますが、そこに書いているような法改正が必要だと考えてございます。病院、学校からの通報が少ないとか、児童相談所、あるいは警察の活動が十分でないんじゃないかとか、あるいは、いつまでも続く性的虐待である児童ポルノ、これの単純所持禁止がいまだされていない、それで、インターネット上に自分の画像がいつまでも流通していると、こういう状態を是非とも何とかしていただき、あるいは、性犯罪被害を届けやすくするための強姦罪等の規定の見直し、ワンストップセンターの整備等々、実はこれ以外にも一杯あるんですけど、法改正すべき項目が山ほどあるというのが私の実感ですね。対策の2点目が、虐待されている子供の心の傷、トラウマの治療、その他健やかに育つ

ことができる環境の整備ということで、私は、法整備といたしましては、こういった心の傷のトラウマの治療、カウンセリングの公費負担というのがそもそも国の責務だろうと考えておりますが、これがまた実現するのはかなりの時間掛かると思いますので、私どものほうでできるかぎりのことをやってまいりたいと考えた次第でございます。あとは、ネグレクト家庭の子育て支援、児童養護施設の改善、就職支援、その他の支援、こういうことは、既存のNPOさんで大変熱心なお取組をされてるところも多々ありまして、そうしたところの取組に是非期待したいんですけれども、本当は、国、あるいは地方自治体がもっとやることだろうと考えております。3点目が、虐待を生む環境をできるだけ改善するというところでございますが、これは、虐待を行う親は本当に信じられない話なんですけれども、ただ、やってしまう親の原因の多くは貧困にあるということは、これはまた間違いないところでございますので、経済的困難にある子育て家庭への支援は必要であろうと。そこに例を書いてございますが、離婚した場合に母親が子育てをすることが多いわけですが、それに対して、別れた夫からの支援が全くないと、養育費の支払が全くないというのが、シングルマザーが貧困に陥る一つの原因だろうと思っておりますので、離婚に伴う養育費の支払を担保する制度の実施が必要となっております。これは、欧米では、御承知の方も多いと思っておりますが、罰則で担保するとか、源泉徴収のような制度で養育者に渡るようにするとか、いろんな制度がありますので、そのような制度が必要と考えております。また、子供の健康診査の受診、あるいは、定期的な子育ての指導を受けることを条件とする経済的困難にある家庭への子育て手当の支給等、ばらまきではなくて、本当に必要な意義のある家庭への経済的な支援が必要じゃないかと考えております。次に、2点目は、これは警察でも病院でも残念ながらよくあることなんですけれども、虐待死を見逃してしまうということが今は残念ながら多くあります。こういうことが起こらないような子供の死因検証制度を整備する必要があると考えてございます。で、最後に、(4)なんですけれども、こうした個別の施策が必要なことは言うまでもないんですが、全般的な話としては、子供を大事に思わない社会風潮というのが最大の問題だと考えております。特に、日本は、もともと子供を性の対象とする、あるいは暴力行為の対象とすることを容認する社会だと思うんですね。児童ポルノを放置している問題もそうですし、あるいは、体罰に至ってもそうだと思うんですけれども、そういう子供を性の対象、暴力行為の対象とすることを許さない、子供の安全を最優先として行動する社会とするための法制度の整備という、そういう大きなものが必要ではないかと考えておるところでございます。

次をおめぐりいただきまして、先ほど申し上げたのと重複しますので、ごく簡単に報告させていただきますが、私どもシンクキッズの活動といたしましては、1点目、虐待ゼロを目指した法改正の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えてございます。で、2点目が自治体に対する虐待防止条例の制定、子供虐待防止事案の働きかけでございます。具体的な内容については、シンクキッズのホームページに掲載しております。未完

成のちょっと拙いものでございますが、御関心のある方は御覧いただいて、御指摘、御意見賜れば幸いです。次に3点目が虐待、性犯罪被害を受けた子供、あるいは兄弟が殺害された子供等の深刻な心の傷の治療、カウンセリングの実施を行ってまいりたいというふうに考えております。これは、今、複数の県と協議中でございます。連絡をすれば、今でも実施できるような状況ではあるんですけども、もうちょっと関係機関、関係施設に周知をして行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。最後、4番目に、子供安全基本法、子供安全委員会、子供安全基本計画の整備というのを書いてございます。これは、先ほども申し上げたように、個々の具体的に必要な施策というのは一杯ありまして、個別に児童虐待防止法とか、刑法とか、民法とか、いろんな法律を改正していくことになると思うんですけども、私は子ども虐待の問題は、そういう個々の施策だけではなくて、日本社会全体として、子供の安全を最優先とする、子供を性の対象、暴力の対象とすることを許さないということを宣言して、それに反するような行動をする国、自治体、あるいは企業、個人も含めですけども、そういうことが許されないとするような法整備が必要じゃないかと考えてございます。具体的には、そこに書いてございますような子供安全基本法というようなものを制定しまして、国、自治体、企業等の民間団体は、子供の安全を確保することを前提として、公的活動、企業活動を行わなければならないと、そして、国民は、それに反するような行動を見つけたときは、国、新たに子供安全委員会というふうに名付けておりますが、そこに通報して、そこが判断して是正をさせるというような制度を作る必要があると考えております。また、子供の安全を確保するために必要なものを子供安全基本計画として定め、先ほど岡村顧問がおっしゃったような、それを国、関係省庁が着実にチェックしていく、で、それをまた国民が監視していくというようなことが必要ではないかと思うに至っているところでございます。具体的な項目についてはその下のほうに書いてございますが、これも私の思いつき段階でございまして、ほんの一例だと思います。是非、いろんな立場で子供の安全確保のために取り組んでおられる皆様方の御意見を頂いて、より総合的な案を作ればと思っておりますので、どうか、私どももできるだけホームページなり、いろんなところで発信してまいりたいと考えておりますので、また御意見、御指導等を頂ければ幸いです。本日は本当にたくさんの方においでいただきまして、誠にありがとうございました。私からの報告は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上